

社会福祉法人高木福祉会役員等報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条第2項、第21条第2項の規定及び旅費規程第18条第2項に基づき、社会福祉法人高木福祉会の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬の総額)

第3条 役員（法人施設の職を兼務する者を除く。）に対して支給する報酬の総額は各年度
450,000円を超えない範囲とする。

(報酬の支給額)

第4条 役員等（法人施設の職を兼務する者を除く。）が理事会、評議員会へ出席したとき、
その他法人業務に携わったときは、次のとおり報酬を支給する。

1日あたり 理事5,000円 監事5,000円 評議員5,000円

2 役員等の出張、研修においては、旅費規程による。

(報酬の支払方法)

第5条 役員等（法人施設の職を兼務する者を除く。）に対する報酬の支払いは、その都度
現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額で支払う。

(交通費)

第6条 役員等（法人施設の職を兼務する者を除く。）が理事会、評議員会へ出席したとき、
その他法人業務に携わったときの交通費は、領収書等の支払いの証明ができるもの
をもって実費にて支払う。

(改正)

第7条 この規程を改正または廃止する必要が生じた場合は、評議員会の議決を経なければならない。

(施行日)

第8条 この規程は、平成16年3月30日より実施する。

附則

1. この規程は、平成16年4月1日より適用する。
2. この規程の運用に関し、この規程に定めのない事項は理事長又は施設長が別に定める。
3. この規程は、平成26年11月21日より適用する。
4. この規程は、平成29年4月1日より適用する。